

農林水産省における知的財産戦略の対応方向

平成18年6月2日
知的財産戦略本部

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心等農林水産業・食品産業関係者の努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられた他国に類を見ない特質・強さを有しており、これは我が国にとっての貴重な知的財産と考えられる。

15年3月に施行された知的財産基本法の下で、知的財産権の取得・保護のための法制度の整備や、DNA品種識別技術の開発等が進み、我が国農林水産物・食品の特質・強さを知的財産権として権利化し、「守り」と「攻め」の両面で積極的に活用できる環境が急速に整っている。

このような状況を踏まえ、知的財産の積極的・戦略的な創造・保護・活用により我が国農林水産業の国際競争力の強化、輸出促進、食品産業の海外進出の促進等を図るため、本年2月23日に「農林水産省知的財産戦略本部」(以下「戦略本部」という。)を設置し、有識者ヒアリング、検討会等を実施し、課題や対応方向について一定の整理を行った。

今後、戦略本部の下に「専門家会議(仮称)」を設置し、多様な知見や経験を有する学識経験者や民間企業の専門家等に知的財産戦略の策定・推進に参画していただき、戦略目標の設定、施策の推進状況のレビュー等を通じ、農林水産分野における知的財産の創造・保護・活用のための施策の戦略的・総合的な推進を図っていくこととする。

1. 植物新品種の育成者権の保護・活用

(1) 育成者権の取得促進

22年度には年間出願件数2000件(17年度は1385件)を超えることを目標とし、品種保護制度の一層の普及・啓発を推進するとともに、これまで進めてきた審査期間の短縮の取組(12年度3.9年を17年度3.2年に短縮)の加速化により、20年度までに世界最速水準の2.5年に短縮することを目標とし、審査体制の整備、審査基準の国際標準への統一等抜本的な見直しを行う。

我が国の育成者権者の海外での権利取得の促進や、海外からの出願に対する審査の効率化を図るため、EU、中国、韓国等との審査協力等国际調和を推進する。

電子出願への対応や、審査登録事務の効率化、新品種の保護・活用のための品種情報の提供等に向けて、IT化を推進する。

(2) 育成者権侵害対策の強化

関税定率法等の改正により、これまでの輸入差止制度に加え、輸出差止制度が新設(本年6月施行)されたことから、その積極的活用について普及を図るとともに、民間育成品種や加工品、きのこ類、水産物等を含むDNAによる品種識別技術の開発を促進し、対象品目数を増加する。また、海外で育成された品種との識別を効率的に行うため、海外におけるDNA品種識別技術の開発状

況を調査する。

17年度に（独）種苗管理センターに設置した品種保護Gメン4人を、本年4月から10人に増員し、全国5カ所（本所（つくば）、西日本農場の他、北海道中央農場、雲仙農場、沖縄農場）に配置するとともに、権利侵害に対する相談活動、品種類似性試験の実施、権利侵害対策に関する情報の収集・提供に加え、新たに権利侵害状況の記録及び証拠品（侵害品の種苗等）の寄託、DNA品種識別技術の実用化促進等の取組を実施する。

アジア諸国の品種保護制度の整備充実を促進するため、中国・韓国に対しては、官民合同ミッションの派遣等により、保護対象植物の拡大等制度の充実を要請するとともに、他のアジア諸国に対しては、UPOVへの拠出によるセミナー等の開催、JICAの研修等を通じて、品種保護制度の整備を支援・促進する。また、経済連携協定（EPA）交渉等の場を活用して、相手国の品種保護制度の整備・充実、運用改善の働きかけを進める。さらに、国際的な権利侵害対策の充実に資するため、本年11月に、日本で権利行使に関する国際セミナーを開催する。

（3）植物新品種の保護・活用に関する総合戦略の検討

以下の課題等について検討するため、種苗会社、生産者、法律専門家等による「新品種の保護・活用に関する検討会（仮称）」を開催し、年内を目途に新品種の保護・活用に関する総合戦略、行動計画等を策定する。

権利侵害に対しより有効で使いやすい制度とするため、侵害事実認定の容易化、他の知的財産法とバランスの取れた罰則のあり方等種苗法改正も視野に入れた検討

権利侵害対策に関する知識が不十分であったり、立場が弱かったりする個人、地域団体、中小企業等の制度活用への支援方策の検討

民間育成品種や加工品、きのこ類、水産物等を含むDNA品種識別技術の開発促進、税関による輸出入差止制度の有効活用、品種保護Gメンの活動強化等権利侵害への総合的な支援方策の検討

国内生産者による意図せぬ権利侵害を防止するため、種苗法の普及啓発や、許諾契約の定着促進方策等の検討

海外における育成者権の取得件数の飛躍的増大に向け、中国、韓国等アジア諸国への制度整備の働きかけ等のあり方、育成者権取得に当たっての支援方策等の検討

海外での育成者権の戦略的な許諾方法（許諾契約の対象、ロイヤルティの徴収方法、権利侵害防止の担保措置、日本への輸出制限等）の検討

2．家畜の遺伝資源の保護対策

（1）家畜の遺伝資源の保護に関する検討会において、以下の事項等についてさらに検討を進め、7月下旬を目途に中間とりまとめを行う。

和牛の遺伝資源保護に係る戦略的特許の取得と活用の促進

海外に先駆けた和牛の優れた形質の特徴の科学的な解明及び知的財産としての戦略的な活用を促進する。

和牛精液の流通管理体制の整備の促進

精液ストロー等にバーコードを印字する等の方法により、和牛精液の流通管理の厳格化を図る体制整備を促進する。

和牛表示の厳格化とわかりやすい表示の検討

家畜登録制度及び牛肉トレーサビリティ制度を活用した和牛の確認方法の導入並びに消費者にわかりやすい和牛表示を検討する。

(2) DNA品種判別技術の開発等

国産牛肉のDNA品種識別技術の開発や、国産牛肉と豪州産牛肉の識別精度の向上のための研究を推進するとともに、識別方法のマニュアル化、簡便化を図る。

3. 地域ブランドの確立

(1) 地域団体商標制度の啓発・普及

地域団体商標をはじめ知的財産制度の活用を促進するため、特許庁等関係府省と連携しつつ、農林漁業者・食品産業事業者等に対するセミナー、シンポジウム等の開催や、地域団体商標等知的財産の活用事例、ビジネスモデルの提示等を通じて、制度の啓発・普及を図る。

(2) 地域ブランド確立への支援

各種事業を活用し、地域における多様な取組を支援する。

- ・農産物のブランド化に取り組む環境を整備するため、ブランド戦略の策定やビジネスモデルを構築。
- ・地域における農業と食品産業を含む産学官が連携した食料産業クラスター協議会の形成を促進しつつ、地域の農林水産物を利用した新製品開発や販路開拓の取組を支援。
- ・地域に適合する新品種の導入、農林水産物の高品質化・高付加価値化のための施設機械の整備等を支援。
- ・養殖技術・管理手法の開発、消費者への情報開示、適正な養殖資機材の利用等による養殖水産物のブランド化を支援。
- ・地域独自の資源や工夫を知的財産権を用いて地域活性化に結びつけるための検討や戦略づくりに向けた知識の普及や助言のための研修会開催、アドバイザー派遣等。

国際競争力に対応した担い手の経営の発展・安定のため、普及組織による知的財産を活用した産地づくりやブランド化への活動強化を支援する。

地域で生産される農林水産物を利用した地域色の豊かな食品を対象としたブランド100選等の表彰の実施や、新製品の発表、販路拡大のための食品製造業者、流通業者、消費者等を一堂に集めた全国フェアの開催等により、地域ブランドの発信を支援する。

(3) 消費者の信頼の向上

JAS法による表示の適正化等法令遵守の徹底

地方農政局及び地方農政事務所等の職員による小売店舗などに対する巡回調査など日常的な監視・指導を行う。特に消費者の関心の高い品目については、仕入伝票などにより表示の根拠を確認し、必要に応じ納入業者へ遡及して調査

を行うなど、徹底した調査を実施する。この結果、原産地などに不正表示が確認された場合には、JAS法に基づく指示・公表などの措置を適切に講ずる。

さらに、表示ウォッチャーなど消費者の協力を得た表示の監視並びにパンフレットの作成及び各種説明会の開催によりJAS制度の普及啓発を行う。

また、食品表示の偽装を防止する観点から、穀類、青果物、家畜、水産物等国内農林水産物を対象にした産地・品種識別等による高度偽装防止技術の開発を推進する。

地域ブランド表示基準の整備・普及

ブランド化や品質の維持・向上を図るため、地域の業界団体が策定した地域食品の「名称」（「地名＋商品名」等）、「製造地域の範囲」、「原材料」、「製法」等に関する基準を（財）食品産業センターが審査し、地域食品ブランド表示基準（本場の本物）として認定することにより、地域の取組を支援。

外食事業者による原産地表示の促進

昨年7月に策定した「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく自主的な表示の取組を促進する。

4．特許等技術移転による新需要の創造

（1）機能性食品・新素材等の新たな需要開発と産地育成（新需要創造対策）

「新需要の創造」に向けたゲノム研究等を促進するとともに、革新的な品種・技術について知的財産権を活用して、クオリティオブライフの向上を図るための機能性食品、新分野・新産業を創出するための新素材等につき、産学官による需要開発と産地の育成を図る。

これら新食品・新素材を核として新たな市場を開拓するため、

- ・独立行政法人等の研究開発機関から事業化を行う民間企業への技術移転の促進や地域ブランドの確立・普及等による知的財産権の保護・活用の拡大
- ・情報交換・セミナーの実施等による産学官の連携の促進
- ・民間企業と連携し原料生産を行う産地への支援

等を実施する。

これらの施策を通じて機能性食品・新素材等の開発、実用化・商品化及び原料生産を担う産地形成を一体的に促進し、新たな需要を創出することにより、平成22年度までに新食品・新素材の市場規模を700億円程度（17年度200億円）に拡大する。

（2）知的財産権の取得及び利活用の促進

農林水産省関係試験研究独立行政法人等において、食品の機能性解明や農林水産物の新品種の開発等、今後5年間で、特許出願900件以上、品種登録出願150件以上を目標とし、知的財産権を積極的に取得する。

これら特許等知的財産権の技術移転による実用化・商品化を促進するため、農林水産大臣認定TLO（技術移転機関）の活動体制の強化等を支援する。

5．知的財産に関する情報活用、普及啓発、人材育成

（1）知的財産情報の集積・活用促進

急増する植物新品種や地域ブランド、和牛に関する表示など、農林水産物・食

品の知的財産権に関する情報の集約を推進するとともに、関係者への提供等効果的活用を促進する。

(2) 普及指導員の知的財産権の保護・活用に関する指導力向上・活動強化

知的財産権に関する知識を農業者に対して普及啓発するとともに、積極的・戦略的な活用を行うため、都道府県の普及指導員を対象に、制度全般に関する研修や知的財産を活用した産地育成の事例研究等の研修を実施する。

(3) 地域活性化に向けた知的財産活用のための人材育成

地域活性化に向け、農林水産分野で活動、相談等ができる人材の育成とネットワーク化を図るとともに、農林漁業者や食品関連企業等に対する知的財産権活用のための知識の普及や助言のための研修会の開催等を支援する。

(4) 民間団体等による普及啓発の促進

種苗業界による登録品種表示マーク（PVPマーク）の普及活動、水産業界による海外における知的財産保護に関する情報提供をはじめ、民間団体等による自主的な知的財産の普及啓発活動を支援する。

(5) 農業高校、大学、農業大学校等学校教育との連携

農林水産分野における知的財産教育に関する取組を促進するため、関係府省、学校教育関係者等との連携方策を検討する。

(6) 研究者に対する知的財産についての意識の啓発

農林水産分野の研究者の知的財産に関する意識を高めるため、研究者への補償金制度を活用し、業績評価への反映を行う。

農林水産省関係試験研究独立行政法人所属の研究者用のパンフレット「研究者のための知的財産Q&A」を作成・配布する。

6. 推進体制の整備

(1) 知的財産の活用促進方策等を具体化していくため、戦略本部の下に多様な知見や経験を有する学識経験者や民間企業等の外部専門家による「専門家会議(仮称)」を設置する。

(2) 効率的・効果的・総合的な推進体制を構築する。

地方農政局、他府省、都道府県、大学等研究機関、民間団体等との役割分担のあり方、ネットワークの構築をはじめとする連携方策等を検討する。

知的財産権の取得・活用、権利侵害に対する対抗措置等に関する相談窓口を設置・明確化する。

ホームページ等による情報発信体制を整備する。